

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>確定給付企業年金法第一条及び確定拠出年金法第一条においては、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」とされており、確定給付企業年金法第九十二条及び確定拠出年金法第八十六条においては、「所得税、法人税、相続税並びに道府県民税及び市町村民税の課税について必要な措置を講ずる」こととされている。</p> <p>政策体系 1. 経済成長</p>
	政策の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中においては、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、企業年金の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>恒久措置を要望。</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中においては、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、企業年金の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
	政策目標の達成状況	<p>—</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>企業年金等の加入者約 1,796 万人（平成 25 年度末推計）が対象となり、また、新規加入者にも影響が及ぶ。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特別法人税の課税が撤廃されることにより、企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の普及及び運営の安定が図られる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>企業年金については、掛金の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>—</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>—</p>
	要望の措置の妥当性	<p>仮に、特別法人税が課税されれば、企業年金の積立金が減少する。特別法人税を撤廃することにより、企業年金の普及及び運営の安定が図られる。</p>
ページ		—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望したところ、各年度において、課税停止とされた。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>